

市民福祉委員会記録

1 日 時 令和5年3月3日(金)
午前 9時58分 開会
午前11時05分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員

委員長	伊 藤 嘉 秀	副委員長	田 窪 秀 道
委員	米 谷 和 之	委員	河 内 優 子
委員	黒 田 真 徳	委員	永 易 英 寿
委員	藤 田 幸 正	委員	近 藤 司

4 欠席委員

委員 小 野 志 保

5 説明のため出席した者

副市長 原 一 之

・福祉部

部長	古 川 哲 久	総括次長(地域福祉課長)	久 枝 庄 三
介護福祉課長	東 田 寿 重	国保課長	菅 裕 二
生活福祉課長	塩 崎 秀 一	健康政策課長	佐 々 木 正 子
介護福祉課主幹	村 尾 裕	生活福祉課主幹	伊 藤 孝 嗣
健康政策課参事(保健センター所長)	渡 辺 千 景		

・福祉部こども局

局長	酒 井 千 幸	子育て支援課長	高 畑 孝 智
こども保育課長	正 岡 大 典	子育て支援課主幹	山 崎 千 織

・消防本部

消防長	高 橋 裕 二	総括次長(消防総務課長)	後 田 武
警防課長	伊 藤 英 知	警防課主幹	柴 田 三 輝

・市民環境部

部長	長 井 秀 旗	総括次長(市民課長)	伊 藤 裕 敏
次長(危機管理監)	小 澤 昇	危機管理課長	高 橋 良 徳

・市民環境部環境エネルギー局

局長	松 木 伸	カーボンニュートラル推進室長	小 島 篤
廃棄物対策課長	近 藤 淳 司	廃棄物対策課参事(衛生センター所長)	藤 原 匡 人
廃棄物対策課参事(清掃センター所長)	岡 部 文 仁		

6 議会事務局職員出席者

議事課副課長 鴨 田 優 子 議事課係長 伊 藤 博 徳

7 本日の会議に付した事件
別紙付託案件表のとおり

8 会議の概要
○ 開 会 午前 9時58分

●伊藤委員長：〈開会挨拶〉

○原副市長：〈挨拶〉

(1) 付託案件審査

◎福祉部関係

◇議案第8号 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○正岡こども保育課長：〈説明〉

〈質 疑〉 な し

〈討 論〉 な し

〈採 決〉 全会一致 原案可決

◇議案第9号 新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○正岡こども保育課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●藤田委員：送迎用自動車の安全装置義務化とのことだが、以前はこういったことは法令等に定められていなかったのか。

○正岡こども保育課長：これまでは法令の定めはなかった。今回新たに定めるものである。

●黒田委員：送迎用のブザーはいつごろ設置される予定か。

○正岡こども保育課長：幼稚園、認定こども園が市内で送迎用バスを運行しているが、それぞれ事業所ごとに対応することとなり、設置の時期はいつとは回答できない。義務化されているが、経過措置が設けられているため、令和6年3月31日までに設置されることになる。

〈討 論〉 な し

〈採 決〉 全会一致 原案可決

◇議案第11号 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○菅国保課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●藤田委員：出産育児一時金を増額とのことだが、これにより総額はどのくらいの金額になると予定しているのか。

○菅国保課長：予算額は3500万円を考えている。件数としては70件を想定している。

○古川部長：件数については国保加入者の出産分となっているため、70件となっている。

〈討 論〉 な し

〈採 決〉 全会一致 原案可決

◇議案第24号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：＜説明＞

＜質 疑＞

●藤田委員：送迎用自動車の安全装置義務化とのことだが、以前はこういったことは法令等に定められていなかったのか。

○正岡こども保育課長：これまでは法令の定めはなかった。今回新たに定めるものである。

●黒田委員：送迎用のブザーはいつごろ設置される予定か。

○正岡こども保育課長：幼稚園、認定こども園が市内で送迎用バスを運行しているが、それぞれ事業所ごとに対応することとなり、設置の時期はいつとは回答できない。義務化されているが、経過措置が設けられているため、令和6年3月31日までに設置されることになる。

●田窪委員：障がい者支援施設整備事業について、すいよう作業所は平成3年にオープンしたが、いつ県の土砂災害警戒区域に指定されたのか。

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：土砂災害警戒区域の指定がいつであったかは確認するが、当初から作業所の西側、建物にかかるかかからないかのところがレッドゾーンとなっている。

●田窪委員：県に指定されている土砂災害警戒区域に建物を建てた場合、国や県からの補助などが受けられないと聞いているが、元々平成3年に警戒区域に建てたのであれば、補助するのはおかしいのではないか。

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：今回補助を受けて建設するのは場所が異なっており、線路より下側で県道に近い場所に土地を取得し、建て替えるものである。

●田窪委員：例えば、荷内にある食堂も裏の山が土砂災害警戒区域に指定されていると思う。そういったことを分かったうえで建てたのであれば、国や県からの補助金はもらえないと認識している。すいよう作業所は平成3年の時点で土砂災害警戒区域に指定されていたのであれば、そういったところに無理やり建てたものに補助金というのはどうかと思う。そのあたりが分かれば教えてほしい。

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：当初からというのは、土砂災害警戒区域の土砂災害特別警戒区域に愛媛県から指定された当初からその地域は入っていたという意味で、指定自体は平成19年にされたものである。平成3年に建設した時点ではレッドゾーンとかというものではなかった。

●永易委員：認定こども園施設整備事業について、泉幼稚園は建設費用が高騰し、設計等も見直し必要最小限の施設を作ろうとしているが、3、4千万円を寄付で賄わなくてはならない状況になっていると聞いている。内閣府等でも年度末に物価高騰に対する通知は出しており、公共工事の標準請負契約の約款などはスライド条項で、給食センターも建設費が増額したらその分予算をつけて賄っている。民間の人や地域の人が建設費高騰した場合の補助などは現時点ではないのか。

○正岡こども保育課長：資材高騰、物価高騰による増額に対する補填はない。

●永易委員：契約者が自治体でなければ補填できない、社会福祉法人、民間、自治会など法人の契約では不可との認識でよいか。

○正岡こども保育課長：認定こども園の施設整備については、厚労省の保育所等整備交付金、文科省の認定こども園施設整備交付金の両方を使うこととなるが、補助基準額は定められているため、その範囲内となる。また、毎年基準額の見直しはされているため、物価高騰などは反映されているものと認識している。

●米谷委員：生活困窮者自立支援事業費について、マイナス1500万円とのことだが、予定していた件数ほど申請がなかったということか。

○塩崎生活福祉課長：令和3年度の実績が、2年度の継続分が46世帯、新規が58世帯であった。今年度は令和3年の継続分が23世帯、新規分が23世帯と、2月末時点ではあるが約半分以下となっている。

これらについては自立相談支援センターへの新規相談件数が、令和元年度が 326 件だったものが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和 2 年度は 1,275 件、令和 3 年度が 591 件と増加したが、今年度は 2 月末現在で 279 件と新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻っている。これは新型コロナウイルス感染症の影響で離職したり、収入が減少したりした世帯が減少してきたことが要因と考えられ、このため申請者数が減少し、給付金の執行も減少した。

●米谷委員：コロナの影響が大きかったが、コロナの影響が減ってきたため状況が好転し、申請が少なくなり減額するというところでよいか。

○塩崎生活福祉課長：そのとおりである。

●米谷委員：コロナは一番ひどかった時に比べるとかなり減ってきたとは思いますが、即雇用環境などが好転するとは思っていなかった。しかし現実的には数字上はそういうことだということか。

○塩崎生活福祉課長：数字的にはそのとおりであり、国の政策で住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金や価格高騰緊急支援給付金など重層的な事業の活用により申請者が増加に至っていないと考えている。

●近藤委員：救急医療体制整備費について、5667 万 3 千円計上されているが、休日夜間救急センターの年末年始は患者が多くて待たされたという話を聞いている。どのような対応をしていたのか。例えば医者や看護師を増やしたなど、どういう名目で使われたのか。

○佐々木健康政策課長：休日夜間の診療について、休日夜間にコロナの検査等について人を増やして対応したとは聞いているが、通常の診療の中でコロナの患者を受け入れることにはしていなかったと思う。今回の補助金の名目については、コロナの影響によって診療を受ける人数が減ったため、その分赤字となったためその赤字分を補填するという内容である。医者を増やしての対応というのは、臨時的に検査をしていた時はそのような対応もあったと聞いているが、それ以外の通常の休日夜間診療で医者を増やして対応したというのは聞いている。

●近藤委員：コロナの影響で患者が減ったうえに、赤字を補助したというのはどういうことか。

○佐々木健康政策課長：急患センターでは輪番で様々な先生に入ってもらっている。一様にどの先生でもコロナの診療をしますと打ち出すことはできないと医師会からは聞いている。通常の休日夜間急患センターの運営としてはコロナ患者を診ていないという形になっているため、診療人数が減ったものと思われる。

○古川福祉部長：急患センターについて、患者が減っているのになぜ補助金が増えるのかという質問の意図かと思うが、急患センターへの補助は、運営するときの赤字を補填する性質のものである。急患センターは患者が増えると診療費が入ってくるが、コロナの影響で受診控えがあり、少々の体調不良では一次救急を使用しなかった結果、医療収入が減った。しかし、医者や費用や維持管理経費などの固定費は発生するため、赤字が増えて補助金が増えるという形である。今回は受診患者が減ったため補助額が増えたが、今後、受診患者が増えてくると補助額は減っていくはずであるとみている。

*後刻一括採決

◇議案第 25 号 令和 4 年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：＜説明＞

＜質疑＞

●田窪委員：傷病手当金で給与の補填を受けられる人数等が分かれば。

○菅国保課長：令和 5 年 2 月末現在の数値であるが、件数が 57 件、対象人数は 56 人、金額は 188 万 7052 円である。

●田窪委員:新型コロナウイルス感染症のため労務に服することができず、給与の全額または一部を受けることができなかつた場合の補填とある。雇い主から給与の支払いを受けている者というのは、雇用契約を結んでいるのであれば社会保険になるのでは。

○菅国保課長:社会保険に加入できない人が国保に加入しているので、国保に加入している人が対象となる。

●田窪委員:社会保険に加入するように指導をするのでは。

○菅国保課長:指導はあるが、どうしても加入できない人については国保に加入することになる。そのため傷病手当の対象者に該当すれば、国保の対象者として支給することとなる。

●藤田委員:パートや短期間などであれば国保になるのでは。

○菅国保課長:そうである。

●近藤委員:国民健康保険料が825万3千円減となっているが、当初一般会計から繰り入れたが、使用しなかつたから一般会計に戻したということか。当初は一般会計から国民健康保険事業特別会計にいくら繰り入れたのか。令和2年以降、コロナの影響を受けたと思うが、特別会計への出し入れはどのように変遷しているのか。

○古川福祉部長:補正前の繰入金については、12億1490万7千円である。

●近藤委員:約12億円を当初繰り入れて、約800万円返したということでしょうか。

○久枝福祉部総括次長(地域福祉課長):元々12億1490万7千円の繰入金の予定から、保険料が少なくなったため、825万3千円を補正して、一般会計からさらに繰り入れることとなった。特別会計の中では保険料と一般会計からの繰入金との財源を同額で財源補正した形となる。一般会計でいうと、一般会計から国保の特別会計に825万3千円余分に必要になった形である。

●近藤委員:それはコロナの影響か。例年のことであるのか。

○菅国保課長:コロナの影響も一部あるが、保険者の減少もある。

休憩 午前10時45分 / 再開 午前10時49分

◎消防本部関係

◇議案第24号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算(第8号)

○後田消防本部総括次長(消防総務課長):<説明>

<質疑>

●藤田委員:消防水利整備事業について、消火栓は何か所増えるのか。

○伊藤警防課長:布設工事に伴い消火栓、防火水槽切込などを11か所工事しており、新設はそのうち2基である。

●藤田委員:今後も消火栓を増やしていくのか。現状で市内の消火栓の数は十分あるのか。

○後田消防本部総括次長:消防水利については消火栓のほか防火水槽、井戸等があるが、市内全域で包含できしており、歯抜けとなっている箇所はなく、充足している。

●藤田委員:これからは水道管の入れ替えや下水管工事に併せてするぐらいで、新設はあまり行わないということでしょうか。

○後田消防本部総括次長(消防総務課長):これまで必要なかったが、新たな開発などでつける必要があれば新設するが、既存箇所については基本的に水道管の布設替えによるものを中心と考えている。

●藤田委員:元々上水道が入っているところは良いが、開発で新しく道路を作り、市道にすることもあると思う。上水道の管が小さいところなどは消火栓を作りにくいと思うが、市道として認定する場合、消防水利の関係で道路課等と消防本部の間で話などはしているのか。

○後田消防本部総括次長（消防総務課長）：事前に何mmの径を入れてもらうかの要望を出し、支障が出ないように対応している。

●近藤委員：更新する11基のうち2基が新設とのことだが、残りの9基はどのようなことをするのか。

○伊藤警防課長：道路の拡張工事などがあれば設置場所を変える必要があるので、配管の布設に伴う場所の移転という形で移設となっている。

*後刻一括採決

休憩 午前10時55分 / 再開 午前10時56分

◎市民環境部関係

◇議案第12号 新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例を廃止する条例の制定について

○藤原廃棄物対策課参事（衛生センター所長）：＜説明＞

<質 疑> な し

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第24号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

○伊藤市民環境部総括次長（市民課長）：＜説明＞

<質 疑>

●近藤委員：環境保全基金積立金について、200万円寄付されたため、基金に積み立てるのであると思うが、積立はどの程度あり、どういった内容に使用するのか。また実績は。

○小島カーボンニュートラル推進室長：積立金の残高は今年度の見込み額で約6900万円である。基金の用途については、環境保全全般の事業であり、カーボンニュートラル推進室であれば、地球高温化対策地域協議会運営費のほか、ZEHや蓄電池補助事業に使用している。廃棄物対策課では、生ごみ減量の推進や生ごみ処理容器等購入費の補助、農林水産課の木質バイオマス間伐材安定供給整備事業、学校教育課の学校環境教育支援活動事業などに使用している。今回寄付があった200万円については、寄付者からごみ問題に使用してほしいとの意向があったため、そのような形で使用する予定である。

●近藤委員：この基金自体はいつできたのか。

○小島カーボンニュートラル推進室長：平成22年度である。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

○ 閉 会 午前11時05分

市民福祉委員会付託案件表

令和5年3月3日

○福祉部関係

議案第 8号 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中 ページ

歳出 第3款 民生費 6・28~31

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（5目 環境管理費を除く） 6・32・33

第2表 繰越明許費

第3款 民生費 8

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費 8

議案第25号 令和4年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

. 11~13・44~49

○消防関係

議案第24号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第9款 消防費 6・40

○市民環境部関係

議案第12号 新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例を廃止する条例の制定について

議案第24号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

ページ

5目 環境管理費 6・32

第2表 繰越明許費

第2款 総務費

第1項 総務管理費 総合防災マップ更新事業費 8

第4款 衛生費

第2項 清掃費 8